**技能講習等に係る申込方法について**

**―令和３年９月１日から一部変更実施します―**

**公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会**

* 今後における技能講習等（注1）の申込手順については、以下のとおりとさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

**１**　**電話による席の確保**

申込受付開始日（注２）に当連合会もしくは会員として所属する労働基準協会がある場合はその協会にお電話で席の確保をしていただきます。

**電話受付は**、いずれも**朝９時から**ですので、お早めにご連絡願います。

**２**　**講習受講申込書の提出**

１により席の確保ができましたら、連合会ＨＰから講習受講申込書を印刷し必要欄の記載、写真貼付、運転免許証又は健康保険証の写しを添付の上で１の申込先に郵送もしくはご持参願います。

　　講習受講申込書の送付は原則として受講の２週間前までにお願いします。

　　申込書をいただいた所に順次「受講票」を送付させていただきます。

　　受講される方は、この受講票をご持参のうえ、講習日に会場へお越しください。

**３**　**受講料の振込等**

受講料につきましては、講習日の前日までに１の申込先の金融機関にお振込みいただくか、１の申込先にご持参願います（不在のことがありますのでご連絡の上で来ていただきますようお願いします。）。

1. 「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の申込につきましては上記と異なりますので、連合会ＨＰ令和３年２月９日付の最新情報をご覧いただきますようお願いします。
2. 概ね講習日の２か月前とし、ＨＰに掲載しています。